

令和8年度山形県移住支援事業交付金交付要綱

(目的及び交付)

第1条 知事は、県内への移住・定住の促進を図るため、市町村が次条に規定する事業を行う場合において、山形県補助金等の適正化に関する規則（昭和35年8月県規則第59号。以下「規則」という。）及びこの要綱の定めるところにより、予算の範囲内で当該市町村に対し交付金を交付する。

(交付金事業)

第2条 この交付金の対象となる事業（以下「交付金事業」という。）は、山形県移住支援事業・マッチング支援事業・地方就職学生支援事業及び起業支援事業実施要領に基づき、移住支援金を支給する事業とする。

(交付金対象経費)

第3条 交付金の交付の対象となる経費（以下「交付金対象経費」という。）は、次のとおりとする。

- (1) 移住支援金
- (2) 事務経費（移住支援金の支給に係る一般需用費、役務費等で、移住支援金の支給総額の100分の2に相当する額以内とする。）

(交付金の額)

第4条 交付金の額は、交付金対象経費に4分の3を乗じて得た額（その額に千円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）とする。

(交付の申請)

第5条 規則第5条の規定による交付金交付申請書（規則別記様式第1号）の提出期限は、令和9年2月1日とし、添付すべき書類は、次のとおりとする。

- (1) 事業計画書（別記様式第1号）
- (2) その他知事が必要と認める書類

(交付の決定)

第6条 知事は、交付金交付申請書の提出があった場合において、その内容を審査し、適正と認めるときは、補助金の交付の決定を行い、当該市町村に通知するものとする。

(交付の条件)

第7条 規則第7条第1項第1号に規定する軽微な変更は、次に掲げる変更以外の変更とする。

- (1) 交付金の額の増を伴う変更
- (2) 交付金対象経費の合計額の2割を超える増減

2 規則第7条第1項第1号の規定により知事の承認を受けようとするときは、事業計画変更承認及び交付金変更交付申請書（別記様式第2号）に第5条各号に掲げる書類を添付し

て提出しなければならない。

- 3 規則第7条第1項第1号の規定により、事業の中止又は廃止について知事の承認を受けようとするときは、事業中止（廃止）承認申請書（別記様式第3号）を提出しなければならない。
- 4 規則第7条第1項第2号の規定により知事の指示を受けようとするときは、事業遂行状況報告書（別記様式第4号）を提出しなければならない。

（実績報告）

第8条 規則第14条の規定による交付金事業実績報告書（規則別記様式第2号）の提出期限は、令和9年2月15日とし、添付すべき書類は、次のとおりとする。

- (1) 事業実績書（別記様式第1号）
- (2) 移住支援金支給申請者から提出のあった申請書類の写し
- (3) 移住支援金の交付決定通知書の写し
- (4) 移住支援金の支出に関する帳票の写し
- (5) その他知事が必要と認める書類

（交付金の支払）

第9条 交付金は、交付すべき交付金の額が確定した後に支払うものとする。

（帳簿の備付等）

第10条 市町村は、規則第21条の規定による帳簿及び証拠書類を整備し、令和9年度から5年間保管しておかなければならない。

附 則

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。